

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-26

国際ビジネス論：英米型資本主義の興隆とその将来

渡部, 亮 / WATABE, Ryo

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

74

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

283

(終了ページ / End Page)

307

(発行年 / Year)

2006-12-25

【経済学研究のしおり】

国際ビジネス論

—英米型資本主義の興隆とその将来—

渡 部 亮

<目次>

1. 概説
2. 国際ビジネスの貨幣的側面…擬似貨幣としての株式
3. 国際ビジネスの法的側面…株式会社の功罪
4. 国際ビジネスの言語的側面…論理回路として英語
5. 株主資本主義を揺るがす四つのメガトレンド
6. 市場経済における政府の役割

1. 概説

国際ビジネス論は、「株主資本価値を重視する英米系の株式会社」を分析対象に据える。そして、株主価値創造の基礎的要因（ファンダメンタルズ）として①エクイティ（株式）のカルチャー、②コモンロー（英米法）の法文化、③国際言語としての英語による論理構成と意思表示、などの諸点を取り上げる。

（1）デファクトスタンダードの制度

内外を問わずビジネスの世界では、貨幣、法、言語の使用が、最も基礎的なツールないしスキル要因である。第二次大戦後の国際ビジネスにおいて、貨幣は米ドル、法律はコモンロー（英米法）、言語は英語が、いずれも自然発生的かつ現状追認的に使用されるようになった。いずれの場合も、

民間の慣行が積み重なって出来たデファクトスタンダード(事実上の標準)といった性格が強く、それが市場システムの根幹を形成している。例えば
コモンローは、成文法典を持たない不文法体系である。基軸通貨とされる
ドルにも、国際協定の裏付けがあるわけではない。さらにまた英語も、国
際的な使用を強制する条約や法令はない。

国際ビジネスにおける貨幣はドルであるが、株式会社経営の観点からみ
れば、擬似貨幣としての株式(エクイティ)も重要である。擬似貨幣とい
う意味は、株式が経営者報酬や企業買収の支払い手段として、広範に使用
されることを指す。経営者報酬の中には、現金給与や賞与の支払いだけ
ではなく、株式購入権(ストックオプション)も含まれる。また企業買収も
現金での支払いではなく、被買収(売り手)企業の株主に対して、買収側
(買い手)企業の株式を交換交付するが多い。こうした形での株式の使用
は、コモンローの法文化、国際言語としての英語とともに、主として米
系の投資銀行の国際的な営業活動によって、グローバル経済の中で拡散し
た。

(2) アングロサクソン系諸国の躍進

最近20年間の経済成長率を国際比較すると、英米のみならずカナダ、豪
州などのアングロサクソン系諸国(英語を母国語とする国々)の経済成長
率が高い。これら諸国(アングロサクソン系諸国と呼ぶ)は、1970年代以
降、規制緩和(ディレギュレーション)、産業再編成と事業再構築(リス
トラクチャリング)、国際化(グローバリゼーション)を波状的に行ってき
た。その成果が、これら諸国の良好な経済パフォーマンスにつながって
いるといえる。

アングロサクソン系諸国の経済において、特に注目されるのは、株式会
社の経営が株主利益を重視する点である。そのためアングロサクソン系諸
国の資本主義は、しばしば株主資本主義と呼ばれる。そして株主利益を重
視する会社経営は、規制緩和やグローバル化の潮流の中で、イノベーション(革新)とコンソリデーション(統合)を進めたことが特筆される。

表1 主要国の実質GDP成長率（年平均％）

	1988～97	1998～2007
米国	3.0%	3.1%
英国	2.2	2.8
カナダ	2.2	3.4
オーストラリア	3.3	3.5
ニュージーランド	2.1	2.8
アイルランド	5.9	6.6
日本	2.9	1.3
ドイツ	2.7	1.3
フランス	1.9	2.2

出所：IMF, “World Economic Outlook”

またアングロサクソン系諸国では、市場経済原則が徹底しており、財貨サービス市場、労働市場、金融資本市場のそれぞれにおいて、株式会社は市場価格に基づいて、物、人、金を調達している。それにたいして大陸欧州諸国では、社会政策の観点から、政府が労働市場や金融資本市場に規制を加えて関与することが多かった。フランスの週35時間労働制度やドイツの貯蓄銀行制度（公法銀行制度）が、そうした例である。この点において、英米型経済制度と大陸欧州型経済制度には、大きな相違がみられる。

元来政府は、中央集権的な意思決定機構である。それにたいして市場は、分権的・分散的な意思決定機構である。英米の経済制度の特徴は、取引参加者が従うべき市場ルールを、政府が法律として定めるというよりも、参加者相互間の自主規制として取り決める部分が多いことである。たとえば、米国の証券行政の多くの部分は、社債格付けやGAAPと呼ばれる企業会計基準を始めとして、民間の慣行を踏襲している。また、英国の広告行政も、業界団体の自主規制によっている。

（3）4つのメガトレンド

英米系企業は経済成長に多いに貢献したが、最近では地球環境悪化、少子高齢化、金融資本市場の不安定化、IT化といった四つの大きな潮流（メガトレンド）に遭遇している。これらのメガトレンドは、株主資本価値を重視する英米系企業にとって大きな挑戦となり、新しい行動基準やルールが模索され始めている。なぜなら高齢化や環境悪化といった問題は、市場

メカニズムだけでは解決できないと考えられるからである。また金融資本市場の不安定化は、企業不祥事の頻発とあいまって、株主利益を重視する会社経営に反省を迫まっている。さらにIT化は、勝者の一人勝ちや貧富の格差拡大、詐欺や不正の多発といった問題を引き起こしている。こうした問題は、善良な市民を不幸におとし入れるものである。

元来経済学は、効率と効用の双方を追及し解明することを目指していた。このうち効率の向上は、価値創造の工学的メカニズムを解明することによって可能となると考えられた。また効用の向上は、人生の目的意識や道義的規範の確立によって可能となると考えられた。効率と効用の両立が可能であることを打ち出したのが、アダム・スミスなど古典派経済学者であった。もっとも、アダム・スミスの「見えざる手」の論理の背景には、成功者の道義的責任の存在が前提とされていたのだが、近年の英米では、道義的責任や幸福感といった側面が後退し、効率的な価値創造プロセスの究明だけが優先されてきた感が強い。

上記四つのメガトレンドは、こうしたことへの反省をもたらした。そのことに関連して、制度設計者としての政府の役割を見直す動きもみられる。日本における国際ビジネスの課題は、英米型資本主義の功罪を見極め、自ら実際に改革行動を起こすことであろう。

2. 国際ビジネスの貨幣的側面…擬似貨幣としての株式

(1) 貨幣としての株式の役割

近代の貨幣は、取決めや法律によって価値が裏付けられた法制通貨ないし信用通貨である。ということは、その取決めや法律を強制する権力や通貨制度への信頼が存在しなければならない。通常、ある国の国民通貨が法貨（legal tender）として流通する場合には、国家権力の存在や銀行制度への信頼によってその価値が裏付けられる。

株式は、発行会社の収益力や価値創造力によってその価値を裏付けられ

る。株式会社は、株式を発行して大量の資金を集めることができるが、それだけではなく、支払手段や価値蓄蔵手段として貨幣の役割を演じることでもできる。日本でも、商法改正によって98年から株式交換制度がスタートし、会社買収の支払手段として利用できるようになった。また株式は、ストックオプション（株式購入権）という形で、報酬の支払手段として利用することもできるし、確定拠出型企業年金である401（K）プランへの会社側拠出に使われることもある。（ただし株式は、計算単位という役割を果たすことはできないから、所詮は擬似貨幣の位置にとどまる）

かつて君主や国家政府は、通貨発行によって発行者利益（シニョレッジ＝君主特権）を享受した。それと同じように、株式会社も株式価値を高めることによって発行者利益を享受できる。価値創造によって市場株価が上昇すれば、会社にとっての発行者利益が増加するからである。そこで次に、株式市場で株価がどのように評価されるかを論じることにする。

（2）株価形成に関する三つの理論

株価形成理論には、ファンダメンタルズ理論、効率的市場理論、需給理論の三種類がある。このうち、ファンダメンタルズ理論は、株式や不動産のような資産には、本質的な価値が存在すると考える。本質的価値とは、理論価格とかフェアバリューと呼ばれるものである。株価には行過ぎが付きものだが、やがてはフェアバリューに収斂する。ファンダメンタルズ理論は、そう考えるのである。この理論に従えば、株価（価格）がフェアバリュー（価値）を下回っているときに買い、上回っているときに売るといった、逆張りの投資戦略が有効である。最も簡単なフェアバリューの算定方法は、PER（株価収益率）である。金利水準や個々の会社の成長段階によっても大分異なるが、欧米の株式市場や日本の過去の経験から判断すると、20倍程度のPERがひとつの目安とされている。すなわち、一株あたり利益の20倍以上の株価であれば売り、20倍以下であれば買うという判断が妥当とされる。

ファンダメンタルズ理論を精緻化し、市場価格は常に本質的価値と一致

すると考えるのが、効率的市場理論である。会社の価値情報はすべての投資家に平等かつ瞬時に行きわたるから、そもそも価格と価値の間には乖離は起きない。現在の株価は、すべての入手可能な情報を反映しているので、割高も割安もあり得ない。逆に言えば、将来の株価に影響を与える情報は、現在はまだ入手できない。したがって、将来の株価動向はランダムであって、事前には予想できない。

個々の市場株価には割安も割高もあり得ないのだから、ほかの投資家を出し抜いて、ひとりだけ勝ち続けることは不可能である。そこでこの理論の信奉者は、複数の株式に分散投資し長期的に保有して、安定的なリターンを期待しようとする。もしかりに超過リターンを求めようというのであれば、ヘッジファンドのように、レバレッジ（借入れ）を効かして投資するしかない。

しかし価格と価値が常に一致しているというのであれば、フェアバリューからの大幅乖離という意味でのバブルやクラッシュは、起こり得ないことになってしまう。また短期間に会社価値が変化するわけではないから、相場が急騰したり急落したりしても、それは、今まで知られていなかった情報を株価が急激に織り込んだという以外には説明できない。そこでバブルやクラッシュを説明するには、第三の理論が必要になる。それが需給理論である。

この理論では、株を売る人よりも買う人が多いから株価が上昇すると考える。外国人など大手投資家の売買動向に注目して、市場筋が「需給の好転」などと解説するのも、需給理論と同じ論理である。たしかに、株式などが取引される資産市場では、他の投資家の行動を予想することが必勝条件となっている。価格が上昇していれば買い人气が強く、下落していれば売り圧力が強いと判断する。そのためこの理論にしたがえば、順張りの投資戦略がとられる。

需給理論の信奉者には、チャート分析（テクニカル分析）を利用する者が多く、ファンダメンタルズな価値情報をあまり重視しない。人間の投資

行動や投資家心理にはクセがあるから、過去に起きたことが繰り返しかるとする。そして過去の相場は、投資家心理や現実の投資行動の結晶だから、価格や取引高の統計を丹念に分析すれば、将来の価格も予想できると論じるのである。

(3) バブルはなぜ起きる

バブル発生の原因に関しては、①異常な金融、②異常な楽観・悲観、この二側面を指摘することができる。①と②が需給を煽ることになる。

まず異常な金融とは、1980年代後半の日本の例でいえば、ワラントつき社債のような新しい資金調達手段の出現や、ノンバンクのような新たな資金仲介者の登場を意味する。これは金融規制緩和とも関係している。80年代以降、金利規制や貸出の量的規制が撤廃され、金融仲介がきわめて効率的に行われるようになった。その結果、上昇相場に便乗して儲けようといった順張り投資にたいして、大量の資金が供給されて、バブルが形成されやすくなった。

表2 歴代の株価下落

	ピーク	ボトム	下落率	下落期間
大恐慌 (NYダウ)	381 (29. 9.3)	41 (32.7.8)	89.2%	2年10ヶ月
株式の死 (同上)	1052 (73.1.11)	578 (74.12.6)	45.1%	1年11ヶ月
ブラックマンデー (同上)	2722 (87.8.25)	1739 (87.10.19)	36.1%	2ヶ月
ネットバブル (ナスダック)	5049 (00.3.10)	1114 (02.9.10)	77.9%	2年6ヶ月
日本のバブル崩壊 (日経平均)	38915.87 (89.12.29)	7607.88 (03.4.28)	81.5%	13年4ヶ月

出所：日米の取引所統計より筆者作成。注：カッコ内は高安を付けた年月日

次に異常な楽観や悲観は、株式や不動産などが取引される資産市場に特有の相場形成要因である。株式市場の場合には「他人の予想を予想する」という側面が特に強い。競馬や宝くじの場合でも、オッズ（賭け率）を参照することはあるが、他人の予想を予想することは、賭けの勝敗やレース

結果とは関係がない。ところが株式投資の場合、ほかの投資家が永久に見向きもしないような株式を買うことは、ほとんど無意味である。買い人気が実際に買いを呼んだり、売り不安が実際に売りを呼んだりして、常に価格が価値から大幅に乖離するように見える。特に相場の上昇局面では異常な楽観論が生まれ、無限の利益成長への過信が起きる。人間を含めて地球上に存在するものは、永久に成長することありえないのだが、楽観的機運が高じると、そうした机上の計算が現実には起きると錯覚するのである。

バブル形成時には、市場価格は本質的価値から大幅に乖離してしまうことが多いため、ファンダメンタルズ理論が一見成立しなくなる。しかし、異常な相場はいずれ万人の目に明らかになり、バブルは決まって破裂する。破裂すると、再びファンダメンタルズ理論の出番になる。

<貨幣および株式関係の参考文献>

ジェイムス・バカン『マネーの意味論』（青土社）

パートン・マルキール『ウォール街のランダム・ウォーカー』（日本経済新聞社）

渡部亮『アングロサクソン・モデルの本質』（ダイヤモンド社）

井手正介・高橋文郎『経営財務入門』（日本経済新聞社）

G.ベネット3・スチュアート『EVA創造の経営』（東洋経済新報社）

3. 国際ビジネスの法的側面…株式会社の功罪

株主資本主義のコーポレートガバナンスの基盤を形成するのは、コモンローとエクイティの法理である。そしてさらにこれらの法理の根源には、民主主義や法の支配といった考え方が存在する。

(1) コモンロー (common law) の伝統

コモンローとは、慣習法と判例法からなる英国の不文法体系であり、成文法である大陸法に対比される。コモンローとは「イングランド王国に共

通の法」という意味である。それは、原始ゲルマンの慣習法が母体となり、ノルマン人の征服（1066年）以降になって、王国裁判所の判例を積み重ねることによって確立した。コモンローの特徴は、国王をも律する上位法理となった点にあった。大陸欧州におけるように、国王が法律を制定し、その法律によって王国を治めるという「法による支配」ではなく、初めに法が存在し、その法が国王さえも統治する「法の支配」の原則がある。

一方の大陸法は、ローマ法にカノン法（教会裁判所法）を加味した成文法である。英国では、大陸法が市民法（civil law）と呼ばれる。この市民とは、ローマ市民の意味である。大陸法の基礎となったのは、ユスティニアヌス帝が6世紀に編纂した『ローマ法大全』である。そして12世紀にボローニャ大学の法学者たちが、『ローマ法大全』を再発見する形で体系化したのであった。

コモンローが不文法だという点は、例えば、米国の証券取引所法には「インサイダー取引とは何か」といった成文規定がないことによく現れている。また「従業員を解雇してはならない」という成文規定もない。しかしだからといって、インサイダー取引や不当解雇を行えるかということ、そうではない。なぜなら、慣習法においても詐欺行為や不正慣行は違法であり、そうした一般的基準を用いてインサイダー取引や不当解雇などが罰せられるからである。英米では人員整理が頻繁に行われるが、人種や性別、年齢などを理由とする解雇は、不公平な差別であって、当然許されない。

（2）エクイティ（equity）の法理

近年の資本市場では、株式のことを英語でequityないしequitiesと呼ぶことが多くなっている。株主資本をequity capitalという。このequityは、平等や公平を意味するラテン語に由来し、英国の法曹界では「衡平法」を意味する言葉として使用されてきた。衡平法は、中世以降コモンローの持っていた厳格な訴訟方式を補完し、原告の権利を救済する法体系として発展してきた。コモンローは、一般原則であって特例を認めない。しかし、やむをえない事情によって、個別に救済しないと正義が貫徹しないような場

合があり得る。そうした個別救済に使われたのが、エクイティ（衡平法）である。

英国では14～15世紀以降、土地の信託が盛んに行われ、それに伴って土地の原所有者（委託者）と経営者（受託者）の間で、土地から上がる収益がどちらに帰属するかという問題が発生するようになった。コモンローによれば、土地の信託使用を任された受託者が、法的な（コモンロー上の）所有者とみなされ、委託者（原所有者）の法的権利が制限された。しかし、それでは委託者に不公平であろうというので、大法官（現在の最高裁判所長官）が裁量的に救済措置を施すようになった。

このようにエクイティは、コモンローによっては法的権利を保護できないような信託問題に対して、個別救済を行うことに起源を発する。そうしたエクイティによる救済において、大法官の判断基準となったのは、個別の事情の正当性と社会的な公平性や良心であった。

（3）所有と支配の分離

19世紀中ごろになり、英国では共同出資会社法（1844年）と有限責任条例（1855年）が制定され、準則主義の株式会社制度が確立した。その際、エクイティの法理が、株主の権利の救済といった形で会社法制度に利用されるようになった。そしてさらに、株主の法的地位（自益権と共益権）が譲渡可能な有価証券として株式になった。さらに近年になると、株式市場での流通取引が活発化し、株式そのものがエクイティと呼ばれるようになったのである。

ただしエクイティは、その発生のルーツからして厳格なルールというよりも、良心に基盤を置く緩いガイドラインといった色彩を帯びている。経営者が株主に対して信認義務（ないしは受託者責任）を負っているというときにも、こうした緩い意味であって、日常業務に関する経営者の判断は、最大限許容される。これをビジネスジャッジメント・ルールと呼び、2006年に施行された日本の新会社法でも、このルールが採用されている。

米国では1930年代に、証券法や証券取引所法などが制定されたが、この

段階ですでに「株主による所有」と「経営者による支配」の分離対立といった事態が進行していた。株主責任は有限であるからこそ、株式会社は多数の投資家（株主）から資金を集めることができる。しかし反面、これら株主の経営に対する関心は薄いし、株主が経営者にたいして集団行動を起こすことも稀である。法人としての権利義務は、専門の経営者によって行使され、しかも経営者の強力な支配力が、次第に目立つようになっていたのである。

米国の法学者アドルフ・バーリと経済学者ガーディナー・ミーンズの二人が、1932年に『近代株式会社と私有財産』という画期的な書物を著して、こうした経営者支配の実態を喝破した。簡単にいえば、出資という行為と経営支配という行為は、全く別物であるという株式会社の現実を活写したのである。

この書物は、今日のコーポレートガバナンス論の原点ともなったが、ここで経営支配権というのは、突き詰めていえば経営者（その中でも特に最高経営責任者＝CEO）の任免権を指している。そして「経営者支配」というときには、この支配権を、株主ではなく経営者自身が行使することを意味している。

（４）プリンシパル・エージェント問題へ発展

株式会社の原型となった信託の考え方は、一つの資産の上にコモンロー上の所有権（経営支配権）と、エクイティ上の所有権（受益権）という二つ権利（二重所有権）を認めるという点に特徴があった。これは英国に固有のものであり、この二重所有権の考え方が、株式会社の二面的性格の起源ともなっている。

経済学では、株主をプリンシパル（本人）、経営者をエージェント（代理人）と位置付け、経営者を動機付けることによって、株主に帰属する残余価値（剰余利益や解散時の残余財産）を極大化しようと考えてきた。そこでは株主と経営者との関係が、市場取引における契約関係の一環とみなされる。そして支配権者である経営者と、受益権者である株主との間の関係

を、エージェンシー関係と呼び、両者間で起きる利害衝突をプリンシパル・エージェント問題と呼ぶ。

経営者を動機付けるには、金銭的報酬を与える必要がある。逆に経営がうまく行っていない場合には、経営者を更迭したり買収によって経営支配権を剥奪したりする必要がある。本人が代理人を動機付けるコストをエージェンシー・コストと呼ぶ。経済的効率性の観点からは、このエージェンシー・コストを節約して、株主にとっての残余価値をいかに高めるかが一つの焦点となる。

一方会社法や証券関係諸法では、経営者の怠業や株主との利害衝突（経営者の利益相反行為）を防止するために、信認義務（善意の管理者の注意義務と忠実義務とにより構成される）という法的責任を経営者に課してきた。英米の会社法の場合、一つの会社財産のうえに二つの権利を認めるのだから、利害衝突はやむを得ない。また、株主と経営者との間には情報ギャップが存在するから、怠業もなかなか見抜けない。かりに見抜けたとしても、多数の株主が一致団結して集団行動を起こすのは難しい。

しかし経営者行動を放置しておいたのでは、残余価値が毀損して株主の利益が侵食される。ましてや経営者に私服を肥やされては困る。さりとて、株主と経営者の関係を、法律や契約によってがんじがらめにしてしまうと、経営者には裁量の余地がなくなってしまう。怠業や利益相反行為を回避し委託者の権利を保護する厳格な方法は、信託証書（trust deed）という形で、委託者と受託者とが個別の契約を取り交わすことだが、起こり得るすべての事態を想定して、完全な契約を作成することは不可能に近い。たとえ可能であっても、大変なコストがかかる。そこで、定款によって大枠は規定するものの、会社経営に関わる裁量的判断（ビジネスジャッジメント）は経営者に任せ、その経営者に対しては、受託者としての一般的義務（信認義務）を課したのである。契約で経営者を縛り、契約の履行を強制するためには、監視コストや訴訟コストなどのコストがかかり、株主の利益もその分侵食される。それよりも信頼を基盤とする信認義務という、ファジ

一ではあるが一般的かつ標準的な規定を置いた方が安上がりであろう。

(5) 市場経済における会社組織

株式会社は、人間が創造した発明品のなかでも最高傑作の一つに数えられる。商売をするだけであれば、会社を設立する必要はなく、個人商店による市場取引で十分である。しかし、それにもかかわらず会社が出現したのは、多数の株主の小規模資金を集めるためであった。また出資者（株主）の立場からすれば、専門の経営者に会社経営を任すことができる。しかも責任は、出資額の範囲内で有限であり、株主は経営の成果だけを受け取ることができる。そのかぎりでは、株式会社は株主にとっても便利である。

しかし責任が有限である分、株主の発言権は制限され、日常業務の執行は経営者の判断に任せざるを得ない。株主は、株主総会で取締役を選任する権利を持っているが、株主という資格だけですべての会社活動に関与できるわけではない。経営判断に基づく通常業務の執行権限は、経営者が専有している。かれらがリスクを取って戦略執行に当るからこそ、株式価値も創造されるのである。

<法律関係の参考文献>

神田秀樹『会社法入門』（岩波新書）

木下毅「比較法文化」（有斐閣）

能美善久『現代信託法』（有斐閣）

樋口範雄『フィデュシャリー[信認]の時代』（有斐閣）

福田守利『“法の国アメリカ”を学ぶ：アメリカ法入門』（有斐閣）

吉永栄助『企業法・経済法の諸問題』（千倉書房）

田中英夫『英米法総論（上下）』（東京大学出版会）

マイケル・ロウ『アメリカの企業統治』（東洋経済新報社）

4. 国際ビジネスの言語的側面…論理回路としての英語

言語は単なる伝達手段であるだけでなく、論理構築と意思表示のためのツールである。芸術家は、色や音を使って自己の主張を表現するが、ビジネスに携わる人間は、言葉や文字を使って論理の回路を設計したり自己主張したりする。

会社経営者が、株主を対象として行うインベスターリレーションズ(IR)や、従業員にたいして行う人事考課においても、言語によるプレゼンテーションが決定的に重要な役割を担う。またビジネスの世界では、人種、性別、年齢、出自の違いにかかわらず、各人が言語による意思表示を行い、言語によって議論を戦わせる。株主や従業員以外の会社関係者、特に多国籍企業の場合には、進出先現地住民との対話を円滑に進めるうえで、言語は重要な役割を担っている。そして国際ビジネスで使用される主流言語は、いうまでもなく英語である。

(1) 英語はデファクトスタンダード

数多い言語の中で、なぜ英語が重要なのかということ、それは、英米企業が国際ビジネスの世界で躍進しているからである。英語の使用を義務付けた国際協定が存在するわけではない。国連憲章の21条は、国連における使用言語などの手続規則を定めているが、英語だけが公用語になっているわけではない。英語のほかにも仏語、中国語、スペイン語、アラビア語、ロシア語が国連では使用される。しかし、英語の使用頻度は圧倒的に高い。欧州連合(EU)の国際会議などで、加盟国間の同時通訳、例えばスロベニア語からリトアニア語への同時通訳などは、一度スロベニア語を英語に直して、さらに英語からリトアニア語に訳すという。これも別に誰がそうしろと決めたわけではなく、自然に英語を介した通訳経路を通るようになったものであろう。そうした意味で、英語はデファクトスタンダードの典型である。

言語は、論理の構築手段でもあるから、英語力を高めることが、発想や

論理を豊かなものにする。日本人が英語を借用言語として使用することの問題は、発想が貧困になり、論理が薄弱になりがちなことである。日本には、明治維新以来、英米から法や経済に関する諸概念や考え方が入って来たが、政治や経済の現場で使用される諸概念は、日本古来のものではなく、翻訳され輸入された概念である。そのため日本語に翻訳する過程で、英語の語彙が本来持っていた原義が変質する事態も起きた。例えば、権利と正義がともに同じrightというのはなぜか、株式と公平がなぜともに同じequityなのか。こうしたことは、語源に遡らないかぎり、ほとんど理解不可能であろう。

(2) ラテン語の影響

英語は、6世紀頃からさまざまな外国語を採り入れることによって進化を遂げてきた。その語彙（単語数）の多さは、世界の主要言語の中でも群を抜くものがある。『研究社新英和大辞典』（第6版）によれば、英語は「言語的消化不良の慢性症」に陥っているという。実際に、基本英単語2万語のうち、ラテン語源の単語が15%、ギリシャ語源が13%、フランス語源36%で、この三者を合計すると、2万語全体の64%を占める。なかでもラテン語の影響が大きい。本来のアングロサクソン語源の単語は、2万語のうちの19%に過ぎない。

日常生活で頻繁に使われるI, you, itのような代名詞, one, two, threeのような数詞, at, on, inのような前置詞, eatとかdieとか動作を示す動詞, さらにはdogとかstoneのような具象物, 農耕・牧畜・航海・漁業関係の単語には、圧倒的にアングロサクソン系ないしゲルマン系の語源を持っているものが多い。しかし、経済や政治の世界で使われる抽象的な概念になると、ラテン語やギリシャ語を語源とする単語が途端に多くなる。

これは、ノルマン人が11世紀にアングロサクソン王国を征服して出来たという英国史によるものである。ノルマン人とは、北部フランス人（north man＝北の人）というような意味であり、簡単にいえば、北方に住むフランス人が英国を征服した。征服後の数世代の間、イングランド中のすべて

の重要な地位は、フランス語（ラテン語に源流を発するフラマン語系言語）を話すノルマン人によって占められ、英語（ゲルマン語系言語）は下層階級の言葉とされた。

こうした歴史的経緯が存在するため、一つの物や事象や物事を表すのに、英語には、ゲルマン系単語とラテン系単語の二つが存在する 경우가非常に多い。例えば「美しい」にはprettyとbeautifulが、「短い」にはshortとbriefが、「建てる」にはbuildとconstructが、「最後」にはlastとfinalが、「負かす」にはbeatとdefeatがある。いずれも前者がゲルマン系、後者がラテン系である。rise, mount, ascend（上昇する）、time, age, epoch（時）、ask, question, interrogate（尋ねる）、start, begin, commence, inaugurate（始める）、permit, forgive, absolve, acquit, exonerate, pardon, let（許す、放免する）、danger, hazard, risk, peril（危険）のように多数の同義語が存在する。

（3）米語の影響

英語は、語彙が非常に多く煩雑な言語であるが、それでも米国英語の発達で相当に簡易化された。もともと米国英語の特色は、理路整然たる分かりやすさにある。英国人が歴史的思考を得意するのに対して、米国人はシステム思考が得意なため、米国の独立戦争以後、米国英語を実用的で平易な言語とするための努力がなされた。

この平易化には、1806年に米国で最初の米語辞典を編纂したノア・ウェブスターがはたした役割が大きい。彼はスペリングを簡明にするとともに、単語の中の音節を明確に発音するという、発音原則の確立にも努めた。例えば、英国人がsecretaryをsɪkɪt' rɪ, certainlyをsɑ:ntɪnli, boiledをboyledなどと発音するのを、sec-ret-aryなどとスペルどおりに正確に発音するように指導した。こうした努力のおかげで、米国英語の均質性や明確さが生まれるようになったとされる（マクラム・クラン・マクニール共著による）。またスペリングに関していえば、英語のtheatre, colour, labour, defence, tyreを、米語でそれぞれtheater, color, labor, defense, tireと

綴るようにした。

米国英語（米語）における一つの工夫例は、二字熟語や合成語の多用である。英国英語が難解な語彙を多用するのに対して、米国英語は平易な熟語を多用する。例えば、人事（personnel）を人的資源（human resource）といい、債券（bond）を確定利付き（fixed income）、不動産（property）を実物資産（real estate）といった具合である。そのほかにもクレジットカード（credit card）、資産管理（asset management）、百貨店（department store）、工夫（know how）、経営大学院（business school）、映画館（movie theater）といった合成語を駆使してきた。

<英語関係の参考文献>

ロバート・マクラム、ウィリアム・克蘭、ロバート・マクニール『英語物語』（文藝春秋）

梅田修『英語の語源辞典』（大修館）

加島祥造『英語の辞書の話』（講談社）

フロリアン・クルマス『言語と国家』（岩波書店）

5. 株主資本主義を揺るがす四つのメガトレンド

本論の冒頭において、現代の国際ビジネスが直面している諸問題には、地球環境問題、少子高齢化問題、IT化問題（情報技術革新が引き起こす問題）、金融資本市場の不安定化問題などがあると述べた。これらの諸問題は、世界経済が共通して直面する問題であるが、特に英米流の株主資本主義にとっては難題である。というのは、こうした問題は往々にして、自由な市場経済活動の結果として引き起こされたとみなされるからである。

まず地球環境問題に関していえば、自由な経済活動の結果、資源の乱獲や浪費が起きているとみなされる。貧しい国の人々から見ると、豊かな国の企業は、生産という名の破壊と消費という名の浪費を繰り返し、貧しい

国を経済貧困だけでなく、環境貧困に追いやっているとみなされる。そのため、いち早くグローバル化した英米の多国籍企業は、進出先の低所得国で、市民社会の利益を考慮する必要性に迫られた。

また少子高齢化は、個人の選択の自由の結果、出産や育児が経済的に割りの合わない行動とみなされたためとも考えられる。さらにIT化によって、消費者にとっての選択の余地は拡大したが、慎重さに欠けた衝動的な購買行動や不正・犯罪の増加をもたらしている。さらに金融規制緩和は、金融取引を活発化させただけでなく、バブル発生の温床になっているとも考えられる。企業の社会的責任論は、こうした諸問題への対応を迫るものであり、その対応を誤ると、反動として市場経済活動やグローバリゼーションにブレーキが掛かる可能性が大きい。

(1) 地球環境の悪化

従来であれば、地球環境問題は、外部不経済問題として、政府が扱う規制問題であり、民間企業はそれにたいして正面からは関与してこなかった。しかし、最近では原油価格の上昇といった形で、民間企業にとってのコスト負担が高まり、環境問題がいやおうなしに市場経済内に取り込まれるようになった。

また地球環境保護団体などが、反グローバリゼーション運動という旗印を立てて、多国籍企業に挑んでいる。有名ブランドのアパレル・メーカーが、低所得国の劣悪な労働環境の中で未成年労働者を強制労働に駆り立てたり、エネルギー開発会社が環境破壊に加担したりしたような場合、攻撃の矢面に立たされた。この運動には、反米、反資本主義、反多国籍企業などさまざまな要素も混在しているが、現役世代の短期的な金融利益よりも、人類全体の長期的生存と繁栄の方を重視し、利益一辺倒の株主資本主義を強く糾弾する点で共通している。

(2) 少子高齢化問題

少子高齢化との関連で特に問題となるのは、高齢者や退職者の所得保障問題である。高齢者の所得保障には、三つの方法がある。第一は、国家が

税金や社会保険料を徴収して、公的年金の支払いを賄うというものである。第二は、国家が借金（国債発行）によって、おなじく公的年金を賄うという方法である。第三の方法は、私的年金といった形で、就業時に蓄えた金融資産を退職後に取り崩すというものである。取り崩すという意味は、退職者世代が現役の勤労者世代に、金融資産を売りわたすということである。しかし、10年後にベビーブーム世代が70歳代にさしかかり、株式などの金融資産を売却しようとしたとき、一体誰が買うというのであろうか。現役世代の株式購入額は、退職世代の売却額を下回る可能性があり、少なくとも先に述べた需給理論に従うならば、相場環境は芳しいものではない。

個人主義が徹底している英米では、高齢者の所得保障を家族や政府に頼ることができない。公的年金は存在するが、その支給額水準は低い。そのため企業年金や個人年金などの私的年金が、高齢者にとっては命綱ともなっている。一般的に私的年金は、株式投資によって運用する部分が多い。たしかに、20年程度の長期間運用すると、株式投資は高いリターンを安定的に生むことが実証されている。しかし高齢者は、余命との関係で長期投資の視点が希薄であり、株式投資に付随するリスクを背負えないから、資産配分に占める株式投資のウェートを低くせざるを得ない。これは、株主資本主義にとって大問題である。

（3）IT化の問題点

第三のメガトレンドは、情報技術（IT）の発達である。ITが情報の敏速な伝播によって市場の効率性を高めたことは間違いない。消費者の選択範囲も格段に広がった。その反面、情報技術への習熟度の違いによって所得格差が拡大したり、欲望があおられて無駄な消費（浪費）が刺激されたりするといった事態も起きている。過去において節約や慎重さは、安定的な経済成長と豊かさを実現したが、豊かになると、今度は節約や慎重さといった気風が損なわれるといった問題も生じた。また技術革新のスピードが速すぎるため、法規制やルール整備が取引の実態に追いつかず、詐欺的行為が横行するといった弊害も生じている。

また、IT技術において圧倒的な優位を誇る独占企業が台頭するといったマイナス面もある。IT関連業界では、初期の設備投資が巨額であるため、減価償却など固定費が高い。しかしその反面、追加生産のための限界コストが少なく済む。例えば、ソフトウェアの開発には莫大な投資費用がかかるが、一度開発されたソフトの追加生産コストは少なく済む。単に生産者側の規模の利益だけではなく、ユーザー側でも、皆が同じソフトを使用すると利便性が高まる。いわゆる「ネットワークの外部経済性」が働くのである。ユーザーは、既存のソフトやネットワーク機器に慣れ親しむと、全く新しいコンセプトの新製品が登場しても、それを受け付けなくなる。こうしたスイッチングコストの高さも、独占化を促進するであろう。

(4) 金融資本市場の不安定化

株価乱高下や金融機関の破綻といった金融資本市場の不安定化も、メガトレンドの一つとして、株主資本主義に挑戦を迫るものである。

現代の株式会社は、資本市場における自由な行動を保証されているため、時として規律を乱すことがある。擬似貨幣である株式を大量に発行して、発行者利益を得ようとする。株価形成も、利益や配当などをもとに計算されるフェアバリュー（株式の本質価値）から大きく乖離して乱高下することが多い。そうした不安定な投機相場においては、株価変動が「通貨」膨張や「通貨」収縮をもたらし、実体経済に攪乱的な影響を与える。それが銀行部門を巻き込んだ形で進展すれば、システムミック・リスクの増嵩となって、日本経済で実際に起きたような、デフレ的破綻に及ぶこともある。

6. 市場経済における政府の役割

四つのメガトレンドは、国際ビジネスに対する社会的批判を盛り上げ、株主資本主義はオーバーホールを迫られた。企業経営への規制強化が叫ばれ、2002年には、内部統制の強化を迫るサーベンズ・オクスレー法が米国で制定された。

しかし元来規制緩和とは、法的には原則自由を意味する。法律によってすべてが定められているとすれば、それは規制そのものだからである。規制緩和の状況では、参照すべき細かな法律の条文規定が存在しないから、多くの経済関係の係争案件が、司法の場（法廷）に持ち込まれる。そこでは法律の条文ではなく、経済合理性や手続きの正当性を基準として、司法判断が下される。そうしたこともあって、近年、特に米国において、「法と経済学（law and economics）」といった領域が注目されるようになった。

（１）「法と経済学」と政府の規制

英国には慣習法の長い歴史が存在したから、司法判断には、過去の判例が援用された。しかし、同じコモンロー体系の米国では、判例の集積が乏しかったから、経済合理性や手続きの正当性という判断基準が重視され、独自の学問領域として「法と経済学」という分野が確立した。そういった歴史的な事情もある。

「法と経済学」は、一方では、司法判断に経済合理性の要素を加味するとともに、他方では、市場経済の繁栄が法制度の存在に依拠していることを説くものでもある。ここでいう法制度とは、英米では法文そのものよりも、法の支配の原則、所有権（私的財産権）の認知、契約の自由と契約法の遵守、独立した司法制度の存在などを指している。

経済学は、市場経済の仕組みや消費者選択などを解明し、効率性を追及しようとした。その場合、市場経済を支える法制度が存在することは、暗黙の前提とされた。特に国民国家の活動を分析対象とするマクロ経済学では、法律を守らせる立場にある国家が、法を破ることなどは想定されなかった。またそもそも分業や交換の議論は、所有権の認知を前提としており、経済学が所有権自体の問題に立ち入ることもなかった。

もともと株主資本主義は、個人の物質欲や所有欲を容認するシステムである。ビジネスマンの倫理観を律する意識の高さ、不正を取り締まる法の執行の厳格さ、価格変動の許容程度などの諸点において、各国間に強弱の差はあるが、経済的利益追求を是認する点では、おおむね共通している。

特に米英では、株主の利益追求が最も純粋な形で活かされており、激しい価格変動も、経済システムを維持するうえで活用すべき機能とみなされ、政府は市場に介入すべきではないと考えられてきた。しかし近年、粉飾会計、詐欺行為、所有権の侵害などが多発し、株主資本主義は、経営者による不祥事を起こしやすいシステムだという疑念が生じた。そうした疑念にたいして、サーベンズ・オックスレー法のような対応策が講じられつつあり、あらためて法規制の役割が再検討されている。

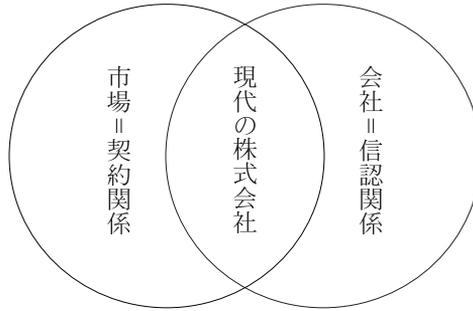
特に金融資本市場の場合、市場の規律や業者の自主規制だけでは、不正かつ不当な営利追求や詐欺行為を完全にはチェックできないから、成文化された行動規範が必要だという意見も根強い。例えば、英国の金融サービス機構（FSA）は、証券業界の自主規制諸団体（SRO）とイングランド銀行の銀行監督局とが、90年代後半に統合され誕生したのだが、現在ではこのFSAは政府機関になっており、業者による自主規制の色彩は後退している。

（2）市場経済システムにおける株式会社の功罪

株主資本主義のメリットは、経営の効率化や創造的破壊の迅速化であり、権利や責任の所在が明確なことである。反対にデメリットは、デファクトスタンダードの市場制度が、不正や詐欺的行為を生みやすいこと、リスク許容度が大きくなりすぎてバブルが発生したり、逆にその反動で極度な低迷に陥ったりしやすいといった点（金融資本市場の不安定化）にある。

ところで現代経済は市場経済であるといわれるが、市場で中心的な役割をはたすのは会社である。市場が分権的・分散的な機構であるのにたいして、会社は中央集権的・階層的な組織である。市場では契約が重視されるのにたいして、会社内では信頼が重視される。市場機構において会社組織が支配的になった一つの理由は、会社のほうが、個人による市場取引よりも柔軟に大規模な経済活動を行えるからであった。原始的な市場は、フラットで平等だが無秩序で煩雑でもある。会社組織にすれば、匿名の第三者と市場で一々契約しなくても、資材や労働力をその都度弾力的に調達でき

図1 市場は契約、会社は信頼



るし、安定した発注や供給を期待することもできる。経済学的には、「市場調達に伴う取引コストが、会社経営に伴う管理コストよりも大きい場合に、市場取引より会社組織が選択される」と説明されることもある。

会社内の指揮命令関係は、命令と服従によって相当自由に変えられるから、新たな事態の展開にたいしても柔軟に対応できる。この命令と服従は、個別の契約ではなく、相互信頼によって担保されている。上司への服従の前提条件は、上司の責任感や公平性に対する部下の信頼感にある。上司も部下を信頼していれば、仕事を任せることができる。

会社は、人、物、金の調達において雇用契約・供給取引契約・融資契約を、外部の第三者との間で持っている。会社はそれらの契約関係によって不確実性を排除し、予測可能性を高めようとする。しかし株主と会社との関係は個別契約関係というよりも、包括的な信認関係である。すなわち株主は、残余価値への請求権が充足されることを期待して、経営者を信頼し資本を託している。残余価値とは、資材調達先（供給業者）、労働者、融資先（銀行）などへの支払いを全部済ませたあとに残る剰余利益や、会社解散時の残余財産を指す。しかし、残余価値の増加にたいする株主の期待は、経営者の利益相反行為や怠業など、株主の信頼に反する行為によってしばしば裏切られる。

株主資本主義の経済学的解釈では、この株主と会社との関係を、市場におけるその他一般の契約関係と同じだとみなす。しかし、契約によって株主が経営者の行動を縛ってしまえば、創意工夫やリスクテイキングの気風が損なわれる。さりとて経営者行動を野放しにしたら、今度は株主利益が損なわれる。これは、市場システムとしての株主資本主義に固有の宿命的問題でもある。

市場システムは、取引コストが低く情報が完全に行きわたる場合には、効率性を高める働きをする。しかし、市場システムは突き詰めれば、対等で独立した関係にある者同士の契約によって成り立っており、しかも匿名性を原則とするものである。ということは、互酬・互助を基盤とする非市場システムの対極にあるわけで、相互信頼の喪失や連帯感の欠如はなにか当然に起こる。

(3) ネットワーク経済の到来

会社と市場の境界線は、ITやネットワークの発達によって近年変わって来た。どこまでを会社内で内製化して行うか、あるいはどこまでをアウトソース先に業務委託するかの区分が変わったのである。しかもネットワーク経済では、物に代わって知識やノウハウが市場で取引される。知的所有権や情報アクセス権が物的所有権に勝る価値を持つ。実在する市場に代わって、パソコン上のサイバースペースが、バーチャルリアリティの商圈を形成する。こうしたバーチャル経済においては、私有財産よりも共有財産のほうが重視される。物の所有は分捕り合いの闘争を誘発するが、サービスの利用は、友好的協調関係を醸成する。ネットワーク経済では、有限な資源の争奪よりも、相互信頼に基づく協力関係が重視されると考えられるのである。

そこから、民主主義の課題でもある個人の自由（利益追求）と社会の連帯（相互信頼）の両立を、ITが可能にするという楽観的シナリオも生まれる。個人は、自発的な自由意志により豊富な情報を相互に利用し合うが、それによって効率的かつ民主的で、なおまた、信頼意識も伴った市場経済

システムが、円滑に運営される可能性が生まれるかもしれない。

(4) 契約社会の限界と信頼感醸成の必要性

非常に大雑把に言えば、市場取引には経済学的な契約レジームがなじみ、会社取引には法学的な信頼レジームがなじむ。市場機能を重視する株主資本主義は、元来は契約がなじむシステムである。そのため英米にはロイヤーと呼ばれる弁護士や法律顧問が多数存在する。英米などコモンロー（不文法）の国々では、大陸法（成文法）の国々と違って、予想される様々な事態に対処するため、事細かく契約を取り交わしておくという傾向が強い。慣習法や判例法のもとでは、すべての事態にたいして法律が用意されているとは限らないからである。

契約の存在は、信頼の欠如をある程度は補完できる。法律社会における信頼は、かならずしも個人相互間の信頼ではなく、契約が守られる法律社会そのものへの信頼（すなわち遵法精神が存在することへの信頼）である。

しかしこの契約は、本質的に信頼と矛盾する要素を孕んでいる。そもそも契約とは、個人の自立性を保障する自己保全の手段であり、自立性を表現する言語が契約でもあるのだが、契約の必要性は他面では、自分しか信用できないという他人不信に由来する。他人に対する信頼感は、自分が信頼に値する人間であるという自覚があってはじめて生まれる。また自分が信頼に値する人間であることを示し続けることによって、他人の信頼を獲得することもできる。

信頼感を形成する良い方法は、共通の目標や高い理念を持つことである。経営者の利益相反行為や怠業を防止するためには、より高次の目標や理念（社会道徳など）が存在しなければならないであろう。経営者が会社との間の自己取引で不当に儲けたり、法外な役員報酬を要求したりしないようにするためには、経営者としての名声への希求とか、より高い地位を得たいという願望、社員にたいする愛情など、高次の目標が存在しなければならないからである。株主資本主義の課題も、その辺にある。